

第51回 参議院契約監視委員会 定例会議議事概要

開催日	令和6年11月21日		
場所	Web会議形式 参議院第二別館東棟1階 会計課会議室より配信		
出席委員氏名	委員長	伊集 守直（横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 教授）	
	委員	望月 崇（公認会計士）	
	委員	桑原 勇進（上智大学法学部 教授）	
審査対象期間	令和6年4月1日～令和6年6月30日		
抽出案件	5件		
一般競争入札	3件	契約件名	第31委員会室ほか音響設備改修工事
		契約相手方	パナソニックコネクト株式会社
		契約金額	62,040,000 円
		契約締結日	令和6年6月14日
		契約件名	参議院議員会館ネットワークシステムに係る議員事務室用Wi-Fi機器等の提供等業務
		契約相手方	東日本電信電話株式会社
		契約金額	140,071,800 円
		契約締結日	令和6年4月24日
		契約件名	参議院議員会館ネットワークシステムに係る議員事務室用インターネット回線サービスの提供等業務
		契約相手方	東日本電信電話株式会社
		契約金額	110,000,000 円
		契約締結日	令和6年4月1日
随意契約	2件	契約件名	第二別館ほか空調設備運転監視点検保守その他
		契約相手方	株式会社京王設備サービス
		契約金額	110,550,000 円
		契約締結日	令和6年4月1日
		契約件名	参議院議員会館ネットワークシステムに関する設計、構築、運用、機器の賃貸借及び保守一式
		契約相手方	東芝ITサービス株式会社
		契約金額	1,594,581,956 円
		契約締結日	令和6年4月15日

委員からの意見 ・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	(対象契約はいずれも妥当なものと認められた。)	

(別 紙)

意 見 ・ 質 問	回 答
① 報告事項 折茂会計課長から、審議対象事案について口頭報告を省略し、既に配付済みである旨報告があった。報告文の概要は以下のとおりである。 (1) 入札及び契約方式別の状況について (2) 1 者応札・1 者応募の状況及び聴取調査について 営繕課及び電気施設課分に 13 件、会計課分に 21 件の該当があった。 (3) 指名停止の運用状況について 営繕課及び電気施設課分に 2 件の該当があった。 (4) 談合情報への対応状況について 該当がなかった。 ② 抽出結果の報告 抽出委員の望月委員から、審議対象期間に締結した 108 件の契約のうち、一般競争入札から 3 件、随意契約から 2 件、抽出した旨報告があった。 また、各事案の抽出理由について、次のとおり説明があった。 【抽出事案】 A. 第 31 委員会室ほか音響設備改修工事 一般競争入札方式（総合評価落札方式）[工事] B. 第二別館ほか空調設備運転監視点検保守その他 随意契約方式（不落・不調随意契約）[役務] C. 参議院議員会館ネットワークシステムに係る議員事務室用 W i - F i 機器等の提供等業務 一般競争入札方式（最低価格落札方式）[役務] D. 参議院議員会館ネットワークシステムに係る議員事務室用インターネット回線サービスの提供等業務 一般競争入札方式（最低価格落札方式）[役務] E. 参議院議員会館ネットワークシステムに	

関する設計、構築、運用、機器の賃貸借及び保守一式

随意契約方式（不落・不調随意契約）[役務]

事案Aは、総合評価方式によっているが、1者応札案件である。審議対象期間内の案件（営繕課・電気施設課分）の中で契約金額が比較的高く、落札率も 97.3%と比較的高い。

事案Bは、随意契約（不落・不調）であり、審議対象期間内の案件（営繕課・電気施設課分）の中で契約金額が最も高い。不落・不調に至った経緯、原因（本件の特殊性の有無等の確認も含め）を確認したい。

事案Cは、低入札価格調査案件（54.5%）である。予定価格に対する契約価格の著しい低さに着目し、「契約金額の妥当性について（質的水準が保たれているか）」及び、「予定価格の妥当性について」を含め、低入札価格調査に至った経緯について、それぞれ確認したい。

事案Dは、1者応札案件である。説明書等配布業者数が5者であったものの、結果的に1者のみの入札となっている。仕様の緩和等も含めた入札者数増加の方策等、今後の方策についても確認したい。

事案Eは、随意契約（不落・不調）であり、不落・不調に至った経緯、原因を確認したい。審議対象期間内の案件（会計課分）の中で契約金額が最も高い。

③ 抽出事案の審議

委員から関係部署に対し質疑を行った。主なやり取りは以下のとおりである。

A. 第31委員会室ほか音響設備改修工事

一般競争入札方式（総合評価落札方式）[工事]

- ① 本事案は、総合評価落札方式を採用しているものの、1者応札となったと認識している。

総合評価落札方式は金額だけではなく、技術などの様々な要素を総合的に評価するという趣旨であると理解しているところ、結果的に1者応札となったことで、比較検討するという本方式の目的を達成できなかったのではないか。

（①の回答を受けて）

今回応札した業者は元々、設備を導入したときの業者であると承知している。過去には保守を別業者が担当していたこともあると承知しており、導入業者と保守業者は必ずしも同一ではないということだが、改修の仕様書を簡潔にすればするほど、今まで導入に関与したことのない業者にとっては、改修に当たっての問題点が分かりにくくなり、このことが結果として参入障壁となっていると考えられる。

多様な業者に参入してもらえるように、実質的に間口を広げることが必要ではないか。今後の方向性について見解を伺いたい。

- ② 働き方改革で技術者の確保が難しくなっている。建設業法等によって、技術者を工事に専任で配置するとの要件があることについては承知しているものの、技術者の確保のため、要件の緩和等について工夫できないかと思うが、方向性について伺いたい。

本事案は、総合評価落札方式を採っており、金額だけでなく、技術面を考慮することによって間口を広げているが、応札業者が少ない状況である。

応札の検討に必要な内容は仕様書に記載していると考えている。過去に、導入した業者以外が応札した実績もある。

要件の緩和は行っており、必要最低限の要件と認識している。

入札公告に監理技術者の要件を定めているが、これは人手不足に対応するため、特例監理技術者制度を設け、監理技術者を補佐する特例管理技術者を配置すれば、監理技術者を必ずしも専任としなくても構わないとするものである。

(②の回答を受けて) 結果として1者応札となってしまっている現状を複数業者の応札へと改善できるよう引き続き取り組んでほしい。 ③ 本事案は、入札公告は4月26日、入札期間は5月31日から6月7日まで、工期は9月30日までとなっている。応札しなかった業者にとっては検討する期間が十分ではなかったのではないかと。より長い検討期間があれば違う入札結果になったのではないかと思えるが、このような期間設定は通常の範囲内か。 (③の回答を受けて) 十分な期間を設けているとの認識であると理解した。 ④ 今回は第31委員会室などを対象に音響設備改修工事を行っているが、他の委員会室について同様の設備改修工事を行う場合にも、今回落札した業者が工事を請け負うことが多いのか。 ⑤ より幅広い業者に参入してもらえるような工夫はしているか。 (⑤の回答を受けて) 質を担保するため、結果として競争性が低下してしまっている事情は理解した。1者応札もやむを得ないと思うが、一定の質を保った上で、参加業者をどのように増やすかが課題となろう。	入札公告から入札締切りまでの期間については、政令で最低10日間とされているところ、本事案では、更に余裕のある期間設定としている。期間的な問題があったとは考えていない。 改修工事の状況にもよるが、過去には別の業者が改修工事を請け負った実績がある。 委員会室の改修工事を請け負うにあたっては、質の担保も重要であり、それに必要な内容を仕様書等に記載している。
---	---

B. 第二別館ほか空調設備運転監視点検保守その他 随意契約方式（不落・不調随意契約）〔役務〕 ① 不落不調に至った経緯について説明願う。 ② 工事において瑕疵があった場合の責任の所在を考えると、単一の業者に責任を持ってもらうことも重要だとは思いますが、コスト低下の点や、より専門的なサービスを個別に提供してもらう点からも、直接、下請業者の参入を可能とするために、汎用的な業務に関しては切り分けてはどうか。 （②の回答を受けて） 次善解として一部の汎用的業務については通常の入札プロセスの中で十分な競争性を働かせた上で、部分的にでも切り分けて契約することもあり得るのではないかとこの視点を持っている。 ③ 一般的に、事業者は参議院との契約が成立してから下請業者と契約しているのか。 ④ その際、再委託が適切に行われているか確認しているか。 ⑤ 再委託先の個々の業者との契約の適切性は、参議院と元請業者との契約の内容と照らし合わせて確認しているのか。	直接的な原因は不明だが、ヒアリングした限りでは、労務費や協力業者の見積りが上昇していることが影響していると聞いている。 再委託先を切り分けて委託することは可能だが、その契約ごとに業務責任者の配置が必要となり、コスト低下の効果があるかは疑問である。設備システムは各々密接な関係にあり、一部の業務が入札不調となると施設運営にも支障が出る。また、分割することにより責任分界点も不明確となる懸念がある。 そのとおりである。 再委託承諾申請書の提出を求めた上で、参議院が承認するというプロセスである。 そのとおりである。
---	--

⑥ 元請業者が再委託先の業者と契約することだが、再委託先が決まらなかった場合はどうするのか。 ⑦ 入札参加業者に対して再委託先を確保したか事前に確認していないのか。 【事案C、D及びEについて】 事案C、D及びEについては、その内容が相互に関連しているため、各事案の審議に先立ち、各事案の関係性・位置付けについて説明を願う。	元請業者は応札するに当たり再委託先の見積りを徴取していると思われる。 万一、再委託先が見つからず、不履行となるようなことがあると業者に課すペナルティーが非常に大きいものとなる。指名停止措置を受けると全省庁的に入札に参加できなくなるので、業者は不履行のリスクを可能な限り避けるようになると思われる。 していない。 入札案件は、参議院議員会館のネットワークシステムにかかる、①設計・構築、②インターネット回線、③W i - F i 機器の提供事業の3つに分かれている。 それぞれの調達範囲は、①の設計・構築については、議員会館内のファイアーウォール、コアスイッチ、各種パソコンの新旧ネットワーク切替えの展開作業である。 ②のインターネット回線については、議員会館内の248の議員事務室、会派事務室、委員長室への個別のインターネット回線の引き込みである。 ③のW i - F i 機器の提供事業については、引き込んだインターネット回線を各議員事務室で使うための回線ルーター、スイッチ、無線A Pといった個別の機器である。 ①、②、③を1つにまとめることも考えたが、3つに分けた方が、競争性が働くのではないかと、また、業者もそれぞれ得意分野があるので分けることによって参入しやすくなるのではないかと考えたことから、分けて入札を行った。
---	---

C. 参議院議員会館ネットワークシステムに係る議員事務室用W i - F i 機器等の提供等業務 一般競争入札方式（最低価格落札方式）〔役務〕 ① 本事案は低入札価格調査案件である。事前見積りと実際の入札価格でどの項目が大きく乖離していたのかについての分析を伺いたい。 ② 事前見積りと入札価格内訳書を比較すると、保守経費が大きく乖離しているように思う。その点はどのように理解しているか。 ③ 経済性の観点から見ると、本事案は業者にとって重要案件であったことと、競合他社が予見されたかどうかが入札価格を決定する要因であったと思われる。競合者が予見されなかった場合、同じ機能の機器がより高い金額で落札され、予算を抑制しながら高品質なサービスを享受するという参議院側の目的を果たすことが困難になると思われる。その点についてお考えがあれば伺いたい。 （①～③の回答を受けて） 本事案では事前見積り、予定価格、入札価格の乖離が特徴的に見られた。低入札価格調査案件となったこともあり、これらの価格の乖離という点については問題意識を持ってほしい。 ④ 事前見積りの金額は一般的な価格を求め	入札価格が大幅に下がったことは、当方としても想定外であった。しかし、業者は納入機器のスペックを落とすことで入札価格を下げたわけではなく、落札のための努力の結果であると認識している。 機器故障時の駆けつけ対応時間など、仕様書で求めている保守の内容に鑑みると、特に事前見積価格が高いという認識はなかった。入札価格についても、業者が仕様の内容を満たすことができる社内体制を組んだ上での価格であると考えており、事前見積り、入札いずれの金額に対しても異論はない。 今回導入する機器はメーカー縛りをしていないつもりはなく、スペックについても同様である。昨今のネットワーク機器は、どのメーカーのものでも故障率などに差はないので、今後も幅広く入札を行いたいと考えている。 機器については、一般的な値引きを考慮し
---	---

ているのか、あるいは入札を前提とした金額か。 D. 参議院議員会館ネットワークシステムに係る議員事務室用インターネット回線サービスの提供等業務 一般競争入札方式（最低価格落札方式）[役務] ① 本事案は複数業者が入札説明書等を取りに来たものの、結果的に1者応札となっている。大元の設備を導入する際の契約相手と本事案の契約相手は同じ業者であり、新規参入の障壁となっているのではないか。また、仕様書で定める要件（1Gbpsの接続環境等）を満たす通信環境を常時求めているが、その必要性について説明願う。 ② 例えば、回線負荷が低くなる曜日や時間帯は、求める通信量にメリハリをつけることで他業者が参入しやすくなるか。 （②の回答を受けて） 通信量が恒常的に相当程度高い状態にあることは理解した。一方で、複数業者が入札説明書等を取りに来ていることを考えると、大元の業者以外も参入しやすくなるよう、引き続き検討してほしい。	た見積りを求めている。保守については参議院の要求に応じてもらうことにはなるが、特別対応を求めるものではなく、あくまでも事業者の今の環境ででき得る保守体制を考えた上での金額を構成するよう求めている。そうした意味では、一般的な金額に近い見積りが作成されていると認識している。 本事案はインターネット回線を各議員事務室に1回線ずつ引き込む仕様としている。また近年はWeb会議の需要が増えており、回線の負荷が高くなっている。本来は各議員事務室にメインとサブの2回線あることが望ましいが、費用が倍かかるため、1回線で通信が途切れない仕様となった。 回線のトラフィックは常時確認しているところ、日中の業務時間以外でも意外とパソコンの使用は多い。特に夜間は個人パソコンによるアプリのパッチを取るためのトラフィックが高いことが分かっている。本事案に関しては、トラフィックが低い時間帯を安価にするということではなく、日中の時間帯にパッチを取るのを避けて、夜間にバージョンアップ等を終えてほしいと考え、時間帯で条件の差別化はしていない。 今回、他業者の提案で、エアWi-Fiを設置する案があった。この案は工事が不要という利点はあるが、1回線の使用量が毎月50ギガという上限があり、50ギガを超過すると通信速度に制限がかかってしまうとのことが入札には至らなかったが、サービスの提
---	--

③ 入札説明書等を取りに来た業者が複数いたということは、条件さえ揃えば入札に競争性が働くということか。取引相手が1者のみというのは有事の際にかなりリスクが高くなる心配がある。 E. 参議院議員会館ネットワークシステムに関する設計、構築、運用、機器の賃貸借及び保守一式 随意契約方式（不落・不調随意契約）〔役務〕 ① 審議対象期間内の案件の中で契約金額が最も高い契約でありながら、不落・不調随意契約に至った経緯と原因の確認をしたい。 ② IT関係において、価格以外の技術力といった様々な視点から総合評価をしていくということ自体は十分に意義があるものと思う。一方、今回は不落・不調によって実質的に1者が対象となっており、比較検討ができないことから、総合評価落札方式をとった効果が働いているのか疑問である。	供は有り得ることが分かったので、引き続き情報収集を行っていきたい。 現行のインターネット回線サービス方法にこだわってはいない。本事案とは離れるが、他業者の回線が議員会館に設置されれば選択の幅は広がると思うので、今後関係部署も交えて検討したい。 本事案は令和6年3月22日に開札、2者が入札に参加したが2者とも参議院の予定価格に収まらず、同年3月25日に再度入札を行ったが落札者の決定に至らなかったため、随意契約交渉に入り今回の契約先業者から見積書を徴取した。なお2回目の入札時点でもう1者は辞退している。 参議院の調達予定予算金額の制約もあり予定価格に収まらず、不落・不調随意契約に至ったものと理解している。 総合評価落札方式は予定価格に収まった者の中で、技術点を比べる方式となっている。今回は2者とも予定価格に収まらなかったため、技術点を比べるに至らなかったという点で、総合評価落札方式の効果が最大限発揮された内容の調達にならなかったと認識している。 本事案については、毎回、総合評価落札方式を採用している。金額だけではなく設計・構築・ネットワーク切替えの展開作業等、総合的に技術力のある業者に担当してもらっている。5年間の運用・保守も伴うことや、特
--	--

③ 総合評価落札方式は業者間の比較検討が必要と理解しているが、今回のように不落・不調になって随意契約となるような状況において、総合評価落札方式はどのような働きがあったと考えているか。 (③の回答を受けて) 今回は総合評価落札方式によって、業者をより多面的に検討することが可能になった余地があると理解した。他方、本来の総合評価落札方式は、複数業者の比較をできる点で効果を発揮する余地があるものと理解している。予算の制約があったのかとお見受けするが、複数業者に予定価格に収まる入札をもらい、相対的な評価をすることができると業者の選定という意味において総合評価落札方式が想定している効果の発現につながるものと考えている。そのような課題を認識してほしい。 ④ 総合評価落札方式の採点の基準については客観的なものか。誰が実施しても同じ評価になるのか。 また、採点結果は入札に参加した2者には開示されているか。 ⑤ 競争相手の得点も知ることはできるか。	に議員、秘書が利用するネットワークのため、技術力やネットワーク構築の実績を重視している。 結果的に予定価格に収まったのは1者ではあったが、総合評価は実施している。展開の作業をどのように進めていくのか、作業員及び会社の実績、運用・保守に関する事前提出書類を提出してもらい、参議院が求める総合評価基準を満たしているのかについて評価を行っており、それも含めて契約締結に至ったと考えている。 採点の公平性については、本事案の分野に詳しくないメンバーも同じ目線で評価採点できるよう、各項目に関して評価項目を細分化及び明文化し、誰が実施しても同じ評価になる基準を持っている。 採点結果については、通常は開札の場で、合計得点の報告を行っている。今回は不落・不調となったため報告に至らなかった。 可能である。
--	---

⑥ 情報公開請求があれば、上記の評価は開示可能か。	個別に検討することになる。
⑦ 採点項目ごとの配点の検討は参議院内部で行われているものか。	C I O補佐官や調達支援業者に相談し、参議院内部で決定している。